

自治会規約

令和 6 年 4 月 改正版

成城団地自治会

1960 年 10 月 23 日

成城団地自治会規約

第1章 総 則

(自治会設立の主旨)

この自治会は、都営成城団地の居住者が共同生活を営む上で、必要かつ煩雑な手続き等を、住民を代表しておこなう機関として設立する

その手続きとは

- 1) 他の機関（都・公社ほか）との交渉にあたる
(都・公社は、個人との折衝には応じない)
- 2) 会費の徴収と支払
- 3) 住民の権利と義務（住民は自治会の運営・執行・会計等に対して知る権利を有する。また、義務として自治会の規律を守り、友和・親睦を心がけなければならない）
- 4) 住民相互の親睦と文化的生活の向上を図り、明るく住み良い団地の環境を創り、それを維持することを目的とする
- 5) 公園等の管理

(名称および事務所)

第1条 本会は、「成城団地自治会」と称し、事務所を、東京都世田谷区成城8丁目25番-1
都営成城八丁目アパート内に置く

(会員)

第2条 本会会員は、都営成城アパート（以下単に団地という）の居住者をもって会員とする

第2章 執行部員

(執行部員の定員および任務)

第3条 本会に執行部員を置く

1. 会長 1名 本会を代表し会務を統括するとともに、次の業務を掌理する

- ① 本会行事の企画運営
- ② 本会を代表し他の機関との涉外業務をおこなう

2. 副会長 2名 本会の事務一般を掌理するとともに会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。主な恒常業務は次のとおり

- ① 住宅公社への申請文書等の起案・作成
- ② 自治会業務の一部外注に伴う管理（ゴミ処理・排水管の清掃）等

3. 書記 2名 本会における一切の記録業務をおこなう

4. 会計 2名

- ① 会費の収支および管理をおこなう
- ② 集会所使用料の徴収と管理

5. 総務 すべての当番で構成する部署

- ① 自治会費の徴収と会計への納入。
- ② 防災関係
- ③ 環境関係
- ④ 広報活動
- ⑤ 行政機関等の広報資料（要処理分）の配布・処理

6. 外部機関委員 1名 兼任の場合はこれを妨げない

要請が特にない場合、参加費の支払いは1名分のみ認める

複数名で参加する場合は、1名を除き任意参加する

- ① 地域の団体（行政の補助機関）等の会議および研修に参加し、行政と当自治会との
　　パ
　　イプ役として、実行出来得る報告書を提出する
- ② 地域の外部機関名は別表のとおり

(別表)

外部機関（行政の補助機関）一覧

	名称
1	世田谷区町会総連合会
2	砧地域自治会連合会
3	成城地区自治会連合会
4	世田谷区区民防災会議
5	砧地区区民防災会議
6	成城地区区民防災会議
7	成城防火防災協会
8	成城防犯協会
9	世田谷区青少年地区委員推進協議会
10	世田谷区青少年成城地区委員会
11	世田谷区民生委員・児童委員候補者内申協議会
12	千歳小学校運営委員会
13	千歳中学校運営委員会
14	千歳小 避難所運営委員会
15	身近なまちづくり推進協議会
16	ごみ減量・リサイクル推進委員会
17	成城地区社会福祉協議会（社協）
18	明るい選挙推進委員会 成城ブロック
19	日赤奉仕団成城分団
20	成城地区十団体懇親会実行委員会

(執行部員の任期)

第4条

1. 会長 1年
2. 副会長 1年
3. 書記 1年
4. 会計 1年
5. 総務 1年 すべての当番はこれに所属する

注1) 任期は定期総会から次の定期総会までとし、総会後速やかに引継ぐものとする

注2) 会長が任期中に不在となった場合は、副会長が次期総会までその職務を代行する。

注3) 任期中に、会長以外の執行部員に欠員がでた場合は、執行部会において一般会員も含めて入選し、選任することができる

(執行部員の選出)

第5条 執行部員は、会員の中から次の各号により選出し、総会においてその承認を得なければならない

1. 執行部員 会長、副会長、書記、会計、総務

選出及び役職決定に関しては各年度の執行部会にて決定

第3章 会議

(機関)

第6条 本会に次の機関をおく

1. 総会 毎年度に1回開催する
2. 会計監査 公開制とし、年に1回、一般会員2名以上の参加でおこなう。
ただし中間報告は執行部会で行う
3. 執行部会 毎月1回定期に開催する

(会議の原則)

第7条 会議の原則は次のとおり

1. 会議招集 会議の招集はすべて執行部が招集する
2. 成立条件 会議は構成員の過半数の出席を必要とする
3. 議事決定 議事は出席者の過半数の同意で決定し、可否同数の場合は議長が決する
4. 記録 すべての会議は議事録を作成し、保管しなければならない
5. 開示 総会および会議の議事録、帳簿は、会員の求めに応じ隨時閲覧させなくてはならない。また、次回総会の議案書には、総会および、会議の議事録を記載しなければならない
6. 委任状 会員は、各種の会議に参加できない場合は、必ず「委任状」を提出することとし、委任する相手の個人名（役職名）を記入する

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関である

1. 構成 会員・各世帯1名の代表で構成する
2. 成立条件 会議は構成員の過半数の出席を必要とする
3. 開催時期 毎年年度初めに定期総会として開催する
4. 報告 総会の議事録および報告書は、開催後1カ月以内に作成し、議事録は回覧し、報告書は各戸に配布する
5. 臨時総会 次の場合は、臨時に総会を開催しなければならない
 - ① 構成員の1／5以上の要請があった場合
 - ② 会計監査において要請があった場合
 - ③ その他、執行部が必要と認めた場合

6. 決定事項 総会で決定すべき事項は、次のとおり

- ①規約の改正
- ②予算および決算に関する事項
- ③執行部員の改選
- ④新年度の活動目標
- ⑤会費に係わる事項
- ⑥その他重要な事項

7. 記録 議事録は執行部で保管する

(執行部会)

第9条 執行部会は、会務執行に関する事項を決定・執行する

- 1. 構成 会長、副会長、書記、会計、総務で構成する
- 2. 開催時期 毎月1回定期に開催する。ただし、執行部が会務施行上必要と認めた場合は臨時に開催することができる
- 3. 決定事項
 - ① 会務執行上総合的な企画審議
 - ② 次年度活動目標案の作成
 - ③予算案の編成および決算書の作成
 - ④共同施設・備品の管理運営
 - ⑤その他総会の委任事項および緊急事項
 - ⑥外部機関委員より提出された報告書の内容を検討する

第4章 会 計

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日までとする

(会計の種類)

第11条 本会の会計は次のとおり

自治会の経費等を会費およびその他の雑収入、共用部分に発生した収入を財源とし、本会を運営する

(会計の運営)

第12条 会計の運営方法は次のとおり

1. 会計の運営

- ① 受領書・領収書の維持管理
- ② 元帳簿・金銭出納簿・備品台帳の保管

2. 会計係の職務

- ① 予算台帳による支出の管理
- ② 会計報告書・決算書の作成

3. その他主要事項

- ① 予算決定後、やむを得ない理由により過不足が生じた場合は、補正予算案を作成し、臨時総会で承認を得なければならない
- ② 帳簿は会員の求めに応じ隨時閲覧させなくてはならない
- ③ 5万円以上の支出の物品の購入及び、契約を行う場合、総会で承認を得なければならない

(会費)

第13条 本会の会費は次のとおり

1. 会費は総会で決定した額を期日までに納入する

(会計監査)

第14条 年に1回、次の項目について会計監査をおこなわなければならない。ただし、公開制とする

1. 第13条の伝票・帳簿等の対比照合
2. 今期予算と執行額の対比照合
3. 総会において、会計が監査報告をする

(弔慰金)

第15条 弔慰金は、本規約の執行をもって廃止する。

(執行部員の活動費)

第16条 執行部員の活動費は下記のとおりとする。

表－2 自治会運営における活動費

役職	金額（月額）	役職	金額（月額）
会長	¥20,000	総務	¥500
副会長	¥10,000	外部機関委員	¥500
書記	¥10,000		
会計	¥10,000		
集会所清掃者	¥5,000		

注1) 執行部員の活動費は3カ月分を四半期に支給する

注2) 集会所清掃者の活動費は2か所の清掃を指し、人数に拘わらず総額の活動費をいう

注3) 外部機関委員活動費は4役兼任候補者は支給なしとする

注4) 総務・外部機関委員の活動費は1年の最後に支給する

(交通費)

第17条 会員が機関の決定あるいは執行部の指示・依頼により活動した場合の交通費は活動費に含まれる

第5章 集会所の管理および使用

1. 集会所の管理

(管理範囲)

第18条 管理の対象は、第一集会所・八丁目集会所および集会所周辺とする

(総則)

第19条 集会所は、厳正な会議の場であるとともに、会員相互の憩いの場としていつも気持ちよく使用できるように清潔整頓に留意し、常に良好な環境の維持に努めなければならない

(管理者)

第20条 管理者は、総会にて決定する。任期は1年とするが継続勤務が望ましい。任期周期は定期総会から次の定期総会までとする

(業務内容)

第21条 管理人が管理すべき通常の業務は、①清掃、②使用料の徴収および会計への納入、③鍵の管理

2. 集会所の使用

(使用申込書の提出)

第22条 使用方法

1. 使用予約申込み

① 管理者に連絡後、使用申込書兼許可書に必要事項を記入後提出

2. 使用許可

①管理者は申し込み受理後使用許可書を申込者に返送する

②使用許可は先着順とする（緊急事項が発生した場合はこれを優先する）

(使用料について)

第23条 使用者は、使用終了後管理者に使用料を納入し受領書を受け取る

(集会所扉の開閉)

第24条 管理者が行う

(使用料)

第25条 使用料は一律1時間200円とする。但し、自治会関連業務で使用する場合は無料、または光熱費相当を徴収する場合がある。その他、使用料・使用禁止事項・使用上遵守すべき事項については、入居時に配布される冊子「すまいのしおり」に準ずるものとする

注1) 葬送については、故人が会員であった場合のみとする。

使用料は、通常3,000円

(使用禁止事項)

第26条 集会所を次の目的または状態で使用してはならない

- ①政治および宗教活動を目的とする個人または団体
- ②営業を目的とする講習または物販
- ③責任者なしで18歳未満の者のみの使用
- ④高音・騒音を発する集会

(使用上遵守すべき事項)

第27条 使用上守るべき事項は次のとおり

- ①使用者は、使用終了後には現状復帰し、簡単な清掃をおこないごみ類は必ず持ち帰る
- ②電気・火気の後始末、施錠の確認をする

第6章 規約の改正

(規約の改正)

第28条 本規約の改正は、総会に諮り、出席者（委任状を含む）の承認を得なければなら
ない

第7章 その他

(駐輪場の使用)

第29条 団地敷地内の駐輪場に自転車を置く場合は、自治会で発行する登録シールを購入
し、自転車の見える場所に貼付しなければならない

附則（昭和35年10月22日第1回総会、規約制定）

この規約は、昭和35年10月23日から施行する。

附則（昭和36年5月6日第2回定期総会、一部改正）

この規約は、昭和36年5月7日から施行する。

附則（昭和39年5月16日第5回定期総会、一部改正）

この規約は、昭和39年5月17日から施行する。

附則（昭和40年4月28日第6回定期総会、一部改正）

この規約は、昭和40年4月29日から施行する。

附則（昭和45年5月9日第11回定期総会、一部改正）

この規約は、昭和45年5月10日から施行する。

附則（昭和48年7月22日臨時総会、一部改正）

この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

附則（平成17年4月29日定期総会、一部改正）

この規約は、平成17年4月30日から施行する。

附則（平成21年4月26日第50回定期総会、一部改正）

この規約は、平成21年4月27日から施行する。

附則（平成22年4月25日第51回定期総会、一部改正）

この規約は、平成22年4月26日から施行する。

附則（平成23年4月29日第52回定期総会、一部改正）

この規約は、平成23年4月30日から施行する。

附則（平成24年4月29日第53回定期総会、一部改正）

この規約は、平成24年4月30日から施行する。

附則（平成25年4月21日第54回定期総会、一部改正）

この規約は、平成25年4月22日から施行する。

附則（平成26年4月20日第55回定期総会、一部改正）

この規約は、平成26年4月21日から施行する。

附則（平成28年3月27日臨時総会、承認改正）

この規約は、平成28年3月28日から施行する。

附則（平成28年4月17日第57回定期総会、一部改正）

この規約は、平成28年4月18日から施行する。

附則（平成29年3月26日第58回定期総会、一部改正）

この規約は、平成29年3月27日から施行する。

附則（平成30年3月25日第59回定期総会、一部改正）

この規約は、平成30年3月26日から施行する。

第5章 集会所の管理および使用

附則（平成30年3月25日第59回定期総会、承認改正）

この規約は、平成30年6月1日から施行する。

附則（令和3年1月18日臨時書面総会、一部改正）

この規約は、令和3年1月19日から施行する。

「自治会費」と「共益費」をまとめて「会費」とする

附則（令和4年10月31日臨時書面総会、一部改正）

この規約は、令和4年11月1日から施行する

附則（令和6年4月28日第65回定期総会、一部改正）

この規約は、令和6年4月29日から施行する。